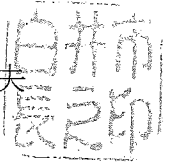




白環第232号
平成25年6月17日

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己 様

千葉県白井市長 伊澤 史夫



放射線対策事業に要した費用の請求について

当市は、平成23年3月11日に発生した貴社福島第一原子力発電所の爆発事故（以下「事故」という）により放出された放射性物質による環境汚染に対し、市民の安全・安心を確保することを目的として、除染等の措置、空間放射線量率の監視、食品・水・土壌等の検査、市民への正確な情報提供及び風評被害の防止等の事業を行うため多大な費用と労力を費やすことを余儀なくされました。

また、事故から2年余りを経た現在でも、市民の安心は十分に確保されたとは言えない状況であり、今後においても、内部被ばく量の検査など、きめ細やかな対応が求められているところです。

これらの事態は、いずれも事故によって引き起こされたものと考えられることから、当市は、原因者負担の原則に基づき、貴社に対して、これまでに放射線対策事業に要した費用を下記のとおり請求します。

なお、平成25年度以降に生じた放射線対策事業に要した費用については改めて請求します。

記

1. 請求額 226,751,747 円

内 訳（詳細は別添資料のとおり）

- | | |
|--------------------------|---------------|
| ・除染等の措置及びその関連費用 | 217,581,104 円 |
| ・空間放射線量率の監視及びその関連費用 | 3,487,026 円 |
| ・食品、水、土壌等の検査及びその関連費用 | 2,820,454 円 |
| ・市民への情報提供、風評被害防止及びその関連費用 | 569,181 円 |
| ・その他放射線対策事業に要した費用 | 2,293,982 円 |

※平成24年3月13日付け白環第877号及び平成24年5月21日付け白環第140号で請求済みの費用ならびに本日までに貴社と白井市が賠償金の受領額について合意した費用については上記の請求額に含めていません。

※国、県等の補助金その他の歳入で充当した費用は上記の請求額に含めていません。

白井市環境建設部環境課放射線対策室
〒270-1492 千葉県白井市復 1123
TEL047-492-1111/FAX047-491-3510